

東京学芸大学 入学料・授業料免除等制度について

注意 検索エンジン等で、こちらの PDF を見ている方は、まずは、大学のホームページの情報をご確認ください。

<https://www.u-gakugei.ac.jp/tuition-exemption/>

学部生（日本人・日本永住者）の授業料免除は、日本学生支援機構の給付奨学生を対象に実施しています。学部生（私費外国人留学生）、大学院生、特別専攻科生は、3 ページ目以降をご確認ください。



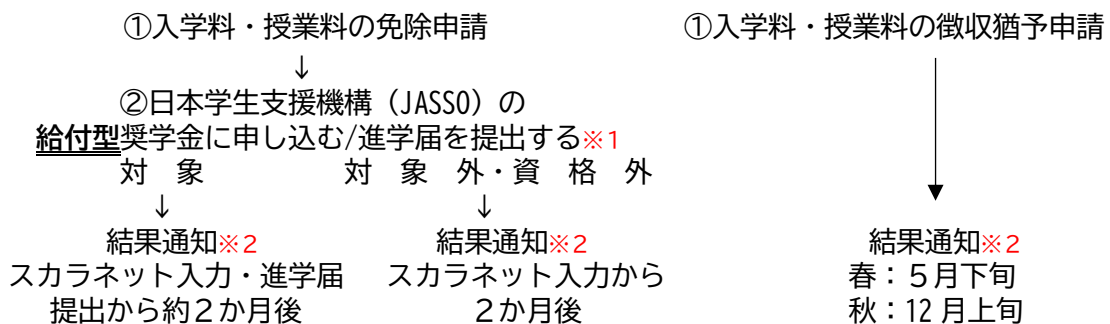
【申請方法】

入学料免除及び授業料免除を希望される方は、次の手続きを併せて行う必要があります。

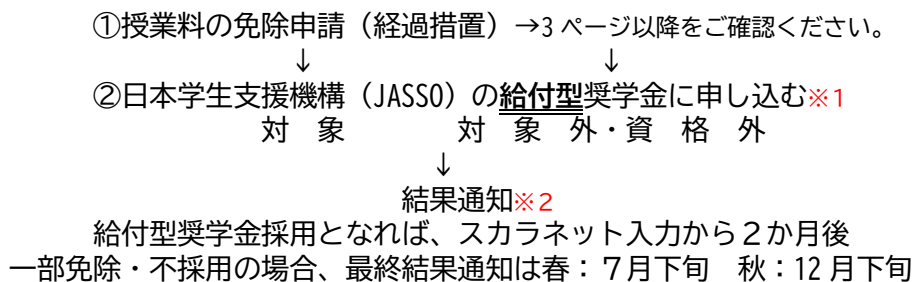
- ①本学に入学料・授業料免除を申請する（新入生の場合は、入学手続き時）
- ②日本学生支援機構の給付奨学生に申請する（大学入学前に高校で手続きをする“予約採用”と大学入学後に大学で手続きをする“在学採用”があります）

【手順】

学部1・2・3年生



学部4年生以上



- ※1 給付奨学生の対象となるかどうかは日本学生支援機構の HP で確認してください。
※2 結果通知に同封された納付方法にしたがって、入学料・授業料を納めていただきます。

Q&A (日本人・日本永住者用)

Q1. 卒業まで同じ免除が受けられますか？

半期ごとに適格者の審査が入るため、支援の内容が変わる可能性があります。特に、生計維持者の収入増等により、マイナンバーによる住民税情報が変更されるため、春学期から秋学期にかけて、支援区分が変わる可能性があります。また、秋学期から春学期にかけては、学力の審査がありますので、学業成績が基準を下回ると、春学期から支援が打ち切りとなる場合があります。

Q2. 給付奨学生に採用となった場合、入学料と授業料はどのくらい免除されますか？

採用区分に応じて、第1区分は全額、第二区分は2/3、第三区分は1/3 入学料・授業料が免除されます。免除額は、それぞれ次の通りです。

区 分	入 学 料	授業料 (半期)	授業料 (年額)
第Ⅰ区分 (全額免除)	2 8 2,0 0 0 円	2 6 7,9 0 0 円	5 3 5,8 0 0 円
第Ⅱ区分 (2 / 3 免除)	1 8 8,0 0 0 円	1 7 8,6 0 0 円	3 5 7,2 0 0 円
第Ⅲ区分 (1 / 3 免除)	9 4,0 0 0 円	8 9,3 0 0 円	1 7 8,6 0 0 円

Q3. 高校3年生ですが、高校での申し込みが終了していました。給付奨学生にはなれないのでしょうか？

本学入学後に本学で給付奨学生に申請することもできます。その場合、入学手続きの際に、入学料・授業料免除の申請をする必要があります。

Q4. 進学直前・進学後に家計状況が急変しました。奨学金の申し込みが終わっていますが、何か支援を受けることはできますか？

進学から2か月以内までに、家計急変による給付奨学生に申請し、採用されることで、入学時にさかのぼり、支援を受けることができます。また、進学後急変があった場合は、1か月以内に申し出ることによって、支援を受けることができます。詳しくは、『JASSO 給付奨学金案内 (家計急変)』と検索し、パンフレットをお確かめください。

Q5. 保護者が代理で申請することはできますか？

代理申請は可能ですが、奨学生に採用となった場合、様々な手続きの連絡は学生本人宛に送ります。保護者の方ではなく、学生本人が主体となって手続きをすることを想定しております。

Q6. 被災した学生も対象となりますか？

被災学生等に対する入学料免除及び授業料免除の実施については毎年未定です。実施する際は、本学ホームページにてお知らせします。

お問い合わせ先

入学料・授業料免除、徴収猶予に関するお問い合わせ

東京学芸大学 学務部 学生課 学生生活係

TEL: 042-329-7186

日本学生支援機構の奨学金に関するお問い合わせ

東京学芸大学 学務部 学生課 学生支援係

TEL: 042-329-7187

貸与型・給付型の奨学金
の申込資格や採用基準は、
[日本学生支援機構の](#)
[ホームページ](#)
及び
[本学ホームページ](#)
の情報を
必ずご確認ください。

(私費外国人留学生、大学院生、特別専攻科生の方へ)

(経過措置申請者へ)

入学料免除及び授業料免除について

○私費外国人留学生、大学院生、特別専攻科生、経過措置申請者の場合

入学料免除及び授業料免除を希望される方は、申請受付期間中に必要な書類を揃え本学に申請することで、以下の入学料及び授業料の減免を受けることができます。

区分	入学料	授業料
全額免除	282,000円	267,900円
半額免除	141,000円	133,950円

なお、私費外国人留学生、大学院生、特別専攻科生、経過措置申請者に対する入学料免除及び授業料免除は、大学の予算の範囲内で実施するため、申請しても免除が受けられない場合があります。

〔問合せ先〕 〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1

東京学芸大学 学生課 学生生活係 (S棟2階学生課 3番窓口)

Q&A (私費外国人留学生、大学院生、特別専攻科生、経過措置申請者用)

Q1. 卒業まで同じ免除が受けられますか？

授業料免除申請は半期ごとです。家計基準、学力基準は半期ごとに判定します。特に、学業成績が基準を下回ると、免除を受けられない場合があります。

Q2. 制度について、詳しく知りたいのですが、どこを参照すればよいですか？

選考基準や書類の様式等は、大学のホームページに掲載しております。参考までに、次のページにホームページの抜粋を掲載します。

Q3. 申請しても、免除となるかどうか不安です。過去の実績はありますか？

新制度になる前の過去3年分の実績は以下の通りです。

年度	学期	申請者数	全額免除許可者数	半額免除許可者数	不許可者数
H29	春学期	472	259	132	81
	秋学期	463	268	140	55
H30	春学期	486	284	103	99
	秋学期	488	301	98	87
R1	春学期	501	234	161	106
	秋学期	476	265	135	76

授業料免除実績

年度	申請者数	全額免除許可者数	半額免除許可者数	不許可者数
H29	5	2	2	1
H30	2	2	0	0
R1	5	2	0	3

入学料免除実績

次のページに続く

◎概要

種類		要領等のホームページ掲載時期	申請時期	結果発表	資格要件
授業料	免除	<春学期> 新入生： 11月下旬 在学生： 1月下旬 <秋学期> 7月中旬	<春学期> 新入生： 入学時 在学生： 2月～3月上旬 <秋学期> 8月～9月上旬 (注) 免除と徴収 猶予の併願は不可	<春学期>7月上旬 <秋学期>12月上旬	経済的理由で納付困難、 かつ学業優秀。
	徴収猶予				経済的理由で納付期限ま でに納付困難、かつ学業 優秀。
入学料	免除	11月下旬	入学時 (注) 免除と徴収 猶予の併願は不可	5月下旬	①、②いずれか ①入学前1年以内に学資 負担者死亡。 ②入学前1年以内に風水 害等の災害を受けた。
	徴収猶予			5月下旬	上記①、②の他 ③経済的理由で納付困難 かつ学業優秀。 のいずれか

◎学力基準について

【学部の場合】

1年生（次の条件のいずれかに該当していることが必要です）

出身高校から提出された調査書の評定平均値	3.2以上
高等学校卒業程度認定試験の合格点数の換算値 ※この基準を適用する場合、試験合格が前提条件になります。	3.2以上
自分が属する（入学する）選修・専攻での入学試験成績順位	上位1/3以上

2年生以上（前学年までの取得単位数が以下の基準表の数値以上であることが必要です）

学 年	取得単位のうちSまたはAの 評価を得た単位数	取得した単位の合計数
2年生	15	31
3年生	30	62
4年生	45	93

次のページに続く

【大学院生・特別専攻科生の場合】

修士課程・教職大学院の課程の1年生・特別専攻科
(学部での取得単位数が以下の基準表の
数値以上であることが必要です)

S + A取得単位数 (4段階評価の場合)	S + A取得単位数 (3段階評価の場合)
60	80

修士課程・教職大学院の課程の2年生
(長期履修学生を除く)

(1年生の時の取得単位数が以下の基準表の
数値以上であることが必要です)

S + A取得単位数	総修得単位数
10	15

長期履修学生2年生以上(前学年までの取得単位数が以下の基準表の数値以上であることが必要です)

学年		修業年限	修業年限
		3年	4年
2年生	総取得単位数	10	8
	S + A取得単位数	7	5
3年生	総取得単位数	20	15
	S + A取得単位数	14	10
4年生	総取得単位数		23
	S + A取得単位数		15

博士課程1年生(次の条件のいずれかに該当していることが必要です)

修士(博士前期)課程成績の「成績評価係数(計算式は下記の方法)」 $\{(S \text{の単位数} \times 3) + (A \text{の単位数} \times 2) + (B \text{の単位数} \times 1)\} \div \text{総取得単位数}$	1.8以上
博士課程入学試験成績 (上記の成績評価係数が算出不可能な場合は、この条件が適用されます)	上位者

博士課程2年生以上(次の条件のいずれかに該当していることが必要です)

前年度成績の「成績評価係数(計算式は下記の方法)」 $\{(A \text{の単位数} \times 3) + (B \text{の単位数} \times 2) + (C \text{の単位数} \times 1)\} \div \text{総取得単位数}$	1.8以上
博士課程入学試験成績 (上記の成績評価係数が算出不可能な場合は、この条件が適用されます)	上位者

次のページに続く

◎家計基準について

授業料等の免除を受けることのできる「世帯の年間収入金額」は、所得の種類、家族構成、通学形態、特殊事情等によって異なるため、ここにすべての事例を示すことはできません。

よって、ここでは申請の際の目安になるよう、いくつかのモデルケースにおける収入・所得限度額を掲載しますので、参考にしてください。

自宅通学者で世帯の年間収入が給与所得のみ又は給与以外の所得のみの場合、家族の合計所得がおおむね次の金額以下の者は、授業料の免除（全額又は半額の免除）の可能性があります。

【学部生の場合】

3人世帯 (両親・本人)		4人世帯 (両親・本人・公立高校生)		5人世帯 (両親・本人・公立大学生・公立高校生)	
給与所得者	給与以外所得者	給与所得者	給与以外所得者	給与所得者	給与以外所得者
558万円	329万円	654万円	396万円	804万円	546万円

【修士・教職大学院生・専攻科生の場合】

3人世帯 (両親・本人)		4人世帯 (両親・本人・公立高校生)		5人世帯 (両親・本人・公立大学生・公立高校生)	
給与所得者	給与以外所得者	給与所得者	給与以外所得者	給与所得者	給与以外所得者
598万円	357万円	684万円	426万円	837万円	579万円

【博士課程の学生の場合】

1人世帯 (本人)		2人世帯 (本人・配偶者)		3人世帯 (両親・本人)	
給与所得者	給与以外所得者	給与所得者	給与以外所得者	給与所得者	給与以外所得者
484万円	277万円	685万円	427万円	748万円	490万円

(注意点)

1. 給与所得者の金額は、給与所得の源泉徴収票の支払金額記載の額（給与所得控除前の収入金額）です。
2. 給与以外所得者の金額は、確定申告書等の年売上高から必要経費を差し引いた税込営業利益金額です。
3. 収入額には、奨学金受給額を含みます。（ただし、高等学校時受給の奨学金は除く。）

※各種ローン返済・負債等は、授業料免除に係る経済的理由には該当しません。